

介護職員等特定処遇改善加算算定に係る「見える化要件」について

合同会社ハッピーライト

令和1年10月

◎加算の取得状況：介護職員処遇改善加算（Ⅰ）アンサンブル・ハーモニー・アコール

介護職員処遇改善特別加算加算（Ⅰ）アンサンブル・ハーモニー

介護職員処遇改善特別加算加算（Ⅱ）アコール

【介護職員処遇改善加算とは】

福祉・介護職員処遇改善（特別）加算は福祉・介護職員の賃金改善に充てることを目的に創設されたものです。

賃金改善の対象となるのは、直接処遇職員である「児童指導員、指導員、保育士、障害福祉サービス経験者」の職種に限られます。管理者や児童発達支援管理責任者はこの加算による賃金改善の対象にはなりませんのでご注意ください。

【介護職員処遇改善特別加算加算とは】

福祉・介護職員等特定処遇改善加算は、介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら介護職員の更なる処遇改善を進めることを目的として創設されたものです。

本加算においては、従来の福祉・介護職員処遇改善加算に加え、障害福祉人材の更なる処遇改善という趣旨を損なわない程度において、一定程度他の職種の処遇改善も行うことができる柔軟な運用を可能としたものです。

◎賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容

○資質の向上

- ・働きながら保育士等取得を目指す者に対する資格支援受講支援や、より専門性の高い療育支援技術を取得しようとする者に対する児童発達支援管理責任者、強度行動援助研修、中堅職員に対するスキルアップ研修の受講支援。
- ・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動

○労働環境・処遇の改善

- ・子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備
- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
- ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
- ・健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化

○その他

- ・介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化
- ・地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上
- ・職員の増員による業務負担の軽減
- ・中途採用者に対する勤務シフトの配慮